特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かすみがうら市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

かすみがうら市長

公表日

令和6年9月26日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理するため、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定及び臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、次のことを行う。 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
・宛名情報ファイル ・予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）　第9条第1項、別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第67条の2 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）、16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表25、27、28、29、153の項 ■情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表25、26、153の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　健康増進課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	新規作成				
令和3年8月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 　および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の 発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、 　および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 　の交付を行う。	事後	
令和3年8月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年8月6日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル	宛名情報ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和3年8月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号） 第9条第1項、別表第一の93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号） 第9条第1項、別表第一の第10項、別表第一の93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第59条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2項 並びに、内閣府・総務省令第七号　第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19　項、別表第二の第16の2　項、別表第二の第115の2　項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第59条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3　項、別表第二の第115の2　項 並びに、内閣府・総務省令第七号　第59条の2	事前	
令和3年8月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年8月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年1月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号） 第9条第1項、別表第一の第10項、別表第一の93の2項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第67条の2 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項、別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第67条の2 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）、16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ）	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項、別表第二の第115の2 項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第59条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3 項、別表第二の第115の2 項 並びに、内閣府・総務省令第七号 第59条の2	■情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表25、27、28、29、153の項 ■情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153の項	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 5. .評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 健康づくり増進課	保健福祉部 健康増進課	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 5. .評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり増進課長	健康増進課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	保健福祉部 健康づくり増進課	保健福祉部 健康増進課	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施